

# 見守り 新鮮情報

物干しざおの移動販売のアナウンスが聞こえたので、呼び止めた。「昔の値段で売ってます」と言うので、常識的な価格だろうと思い、3本を注文した。その後、自宅用に合わせた長さに切った物干しざお

を持ってきて、3本で約13万円を請求された。驚いて抗議したが「切ってしまったから返品できない」と言われた。交渉して約9万円に下がったので仕方なく払った。(70歳代 女性)



## 物干しざおに10万円！ 移動販売に注意

ひとこと  
助言

慎重に  
確認してね



- 物干しざおの移動販売では、市価の数倍もの金額を請求し、威圧的な態度で支払いを強要するケースなどが見られます。
- クーリング・オフが出来るケースがほとんどですが、領収証が渡されなかったり連絡先が架空だったりするため、業者との返金交渉は極めて困難です。せめて、車のナンバーだけでも控えるようにしましょう。
- 購入前には、「1本〇〇円ですね」「〇〇円以上の支払いはありませんね」などとはっきり価格を確認し、納得できない場合は、断りましょう。
- すごまれて恐怖を感じた場合は、近所の人や警察に助けを求めましょう。
- 不審に思ったら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

# 見守り 新鮮情報

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは「消費者ホットライン＝局番なしの『188』」をご利用ください。

「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

※ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口では来所相談等を行っている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。



## 消費生活相談は「188」へ!

### ひとこと助言

消費生活相談は「188」!



見守るくん

- 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。
- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。